

国際課税

Q & A

▶▶ 居住形態が変更した場合の給与所得者に対する課税

(税理士 小沢 進)

Q 私は外国の金融会社（日本に支店等はありません）に勤務する者ですが仕事の関係で一昨年从去年にかけて次のようにめまぐるしく居住性の変更がありました。

平成10年6月30日まで……日本の居住者

平成10年7月1日から平成11年2月28日まで

……シンガポール居住者

平成11年3月1日以降……香港居住者

ところで、平成10年7月1日以降平成11年2月28日までの間における日本での商用による滞在日数は60日となっています。

また、平成11年3月1日以後年末までにおける日本での商用による滞在日数は次のとおりです。

平成11年3月…10日 平成11年8月… —

” 4月…7日 ” 9月… —

” 5月…10日 ” 10月…3日

” 6月… — ” 11月…2日

” 7月…4日 ” 12月…10日

このような場合、日本での課税はどのようになるのでしょうか。私の年間の給与は日本円換算で平成10年は2,000万円、平成11年は3,000万円となっています。

A 貴方は、平成10年7月1日から平成11年2月28日まではシンガポール居住者であることからその間における課税については日本・シンガポール租税条約第15条の規定の適用があります。

この規定は、短期滞在者免税の規定ともいわれますが、その免税には次の三つの要件の充足が必要とされます。

① 報酬の受領者が継続するいかなる12カ月の期間においても合計183日を超えない期間当

該他方の締約国内に滞在すること

② 報酬が当該他方の締約国の居住者でない雇用者又はこれに代わる者から支払われるものであること

③ 報酬が雇用者の当該他方の締約国内に有する恒久的施設又は固定的施設によって負担されるものでないこと

上記①の要件に関しては、貴方の平成10年7月1日から平成11年6月30日までの間の日本における滞在期間は87日となりますのでその要件

を充足するものと考えます。この場合、継続する12カ月の期間中にシンガポール居住者から香港居住者への変更がありますが、この要件の充足の有無の判定上は、その変更による影響はないものと考えます。

また、上記の要件②及び③についてもその要件の充足があるとすれば、平成10年7月1日から平成11年2月28日までの給与についての日本での課税はないこととなります（平成10年1月1日から同年6月30日までの分は日本の居住者として出国の日までに申告及び納税が行われているものと思われま

す）。平成11年3月1日以降は香港の居住者となり

ますが、わが国と香港との間に租税条約の締結がない（香港に対して日本・中国租税条約の適用はありません）ことから、国内法の規定により平成11年3月1日以降の日本の国内源泉所得に対し20%の税率で所得税が課されます。

平成11年分の所得税額は次のように計算されます。

$$\begin{aligned}
 & 30,000,000\text{円} \times \frac{10\text{月}(\text{香港滞在月数})}{12\text{月}} \\
 & \times \frac{46\text{日}(\text{平成11年3月1日から同年12月31日までの間における日本での滞日数})}{306\text{日}(\text{平成11年3月1日から同年12月31日までの日数})} \\
 & \times 20\% = 751,600\text{円}
 \end{aligned}$$

— 平成11年商法改正 —

Q&A 株式交換・移転、時価評価等の 会計と税務

作新学院大学教授・公認会計士 斎藤 奏 著

特色

- ▶ 本書は、平成11年の商法改正の目的や内容について詳細に解説しています。
- ▶ 特に重要とされる改正の三つの柱
 - (1) 株式交換制度等の創設
 - (2) 親会社株主の保護のための情報開示の充実
 - (3) 時価評価会計の導入
 について、法律・会計・税務上の様々な問題点を平易に解説しています。

◇ 財経詳報社

A5判・2,625円(税込)